

財務省告示第三百七十一号
 国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十六年七月十四日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十六年八月十日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

合 計	利付国庫債券 (十年)														国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当た りの買入価格
	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 七 回	第 二 百 六 回	第 二 百 五 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 四 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回	第 二 百 三 回			
千五百二億円	十億円	千十億円	二億円	三十億円	五十億円	八十七億円	七十億円	二十億円	三十億円	三十億円	十億円	二十九億円	四十億円	二十億円	三十四億円	三十億円		
	百一円十二銭六厘	百一円十一銭八厘	百一円十銭	百三円七十九銭二厘	百四円六十六銭五厘	百四円二十二銭一厘	百四円二十銭九厘	百四円二十銭一厘	百四円十九銭六厘	百四円十九銭二厘	百四円十八銭四厘	百四円十九銭五厘	百四円九十八銭三厘	百四円九十七銭九厘	百四円九十七銭五厘	百四円九十七銭一厘		